

# 事業系ごみ 適正処理 ハンドブック



目	次
はじめに.....1	産業廃棄物の品目.....10
ごみの現状と経過.....2	産業廃棄物の処理について.....11
廃棄物の分類.....3	産業廃棄物管理票(マニフェスト).....13
排出事業者責任.....4	電子マニフェストの活用について.....15
事業所から出るごみの処理方法.....5	PCB廃棄物の適正処理について.....16
ごみ減量に向けた取り組み.....7	各種リサイクルに関する処理方法.....17
事業系ごみの分け方.....8	八尾工場へ搬入される搬入物の検査.....18

## はじめに・・・

これまで私たちは、大量生産・大量消費型の経済社会活動により、様々な恩恵を享受してきましたが、一方では、大量廃棄型社会が多量の廃棄物を発生させるとともに、地球温暖化や資源の枯渇化などの地球規模での環境問題を生じさせています。

こうした状況に対応するため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される「循環型社会」を構築していくことを目的に、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されました。

八尾市では「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』」を基本理念にごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、資源が循環するまちをめざし3R(ごみ発生抑制・再使用・再生利用)の取り組みをすすめています。

また事業者の皆さまへは環境に配慮したビジネススタイルを推奨しており、適正処理の協力を呼びかけています。

事業者の皆さまにおかれましては、このハンドブックを活用していただき、より一層のごみ減量化・資源化の取り組みを推進していただきますようお願いいたします。



# ごみの現状と経過

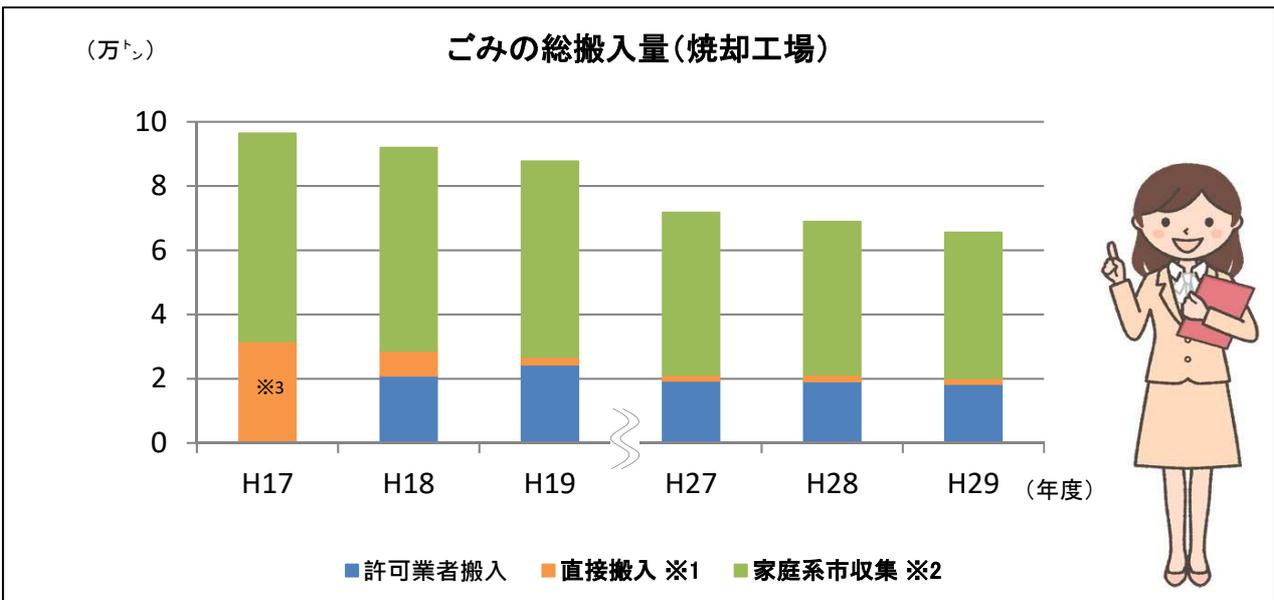
## 八尾市のごみの現状

事業系ごみについては、家庭系ごみの5種分別・指定袋制にあわせて事業用指定袋(有料)による市の収集及び自己搬入(直接持ち込み)にて対応していましたが、平成18年6月より事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度を導入。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い、八尾市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画を策定。家庭系一般廃棄物は直営収集、事業系一般廃棄物は事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者(28社/H30.5月時点、以下「許可業者」という。)により収集し、排出事業所や許可業者へ適正処理や減量・リサイクルの啓発指導を行うとともに、焼却工場へ搬入される事業系一般廃棄物への産業廃棄物などの混入を防止するため、許可業者に対しては搬入物検査(P18参照)を実施してきました。

その結果、焼却工場への事業系ごみの総搬入量に関しては、ピーク時の平成19年度の約24,000トンから平成29年度には約18,400トンと約25%減少しており、ごみの総搬入量についても平成28年度の家計用指定袋見直しにともない、ごみの減量や分別の徹底がさらに進んだこともあり、ピーク時の平成17年度の約96,400トンから平成29年度に約65,400トンと約32%の大幅な減少となっております。

平成27年4月からは、八尾市において長期的・安定的な処理体制の構築を図ることを目的に、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を設立し、3市から排出される一般廃棄物の焼却処理及び処分の共同処理事業が開始され、搬入物検査についても八尾市と環境施設組合にてそれぞれ行っており、産業廃棄物及び資源化可能な紙類などの更なる混入防止に努めています。

また、平成30年4月より特例市から中核市への移行にともなう権限移譲のため、産業廃棄物指導課を設置し、廃棄物全般を管轄することになりました。これにより排出事業者へ一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を直接指導することにより、ごみ減量・リサイクルをより一層推進することができるようになりました。



※1 市民・事業者・官公庁搬入 ※2 破砕残渣含む。 ※3 おおよそ、事業者の自己搬入による搬入量

# 廃棄物の分類

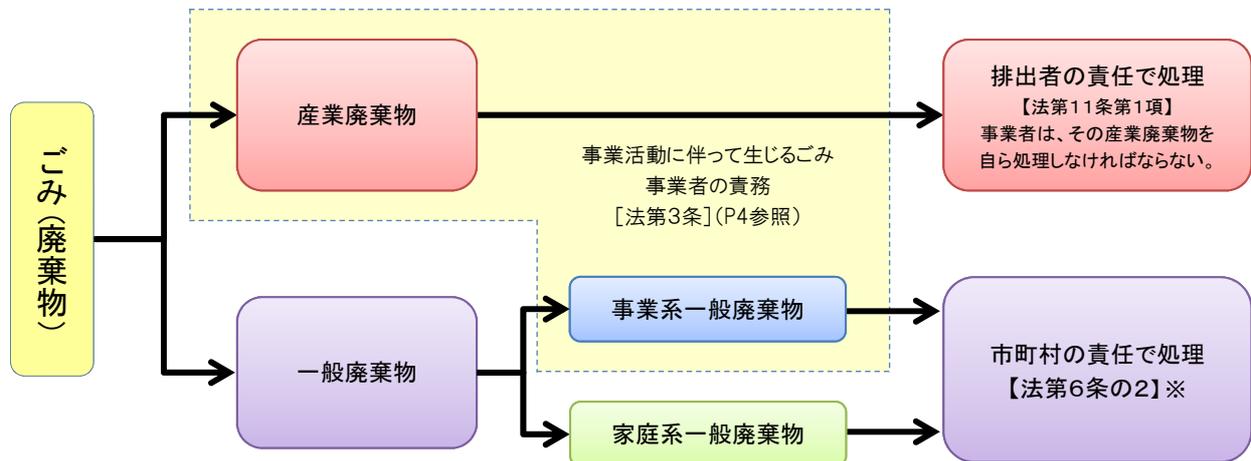
## 廃棄物とは

法第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性廃棄物を除く）をいいます。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。  
『行政処分の指針』(H30.3環境省通知)

## 廃棄物の区分



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

ごみ(廃棄物)は、その発生形態や性状の違いから**産業廃棄物**と**一般廃棄物**の2つに大別され、**産業廃棄物**とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいい(法第2条第4項 P9、10参照)、産業廃棄物以外のものを**一般廃棄物**といいます。(法第2条第2項)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものを**事業系一般廃棄物**といい、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を**家庭系一般廃棄物**といいます。

**特別管理廃棄物**とは、一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの(法第2条第3項、法第2条第5項)をいい、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定されたものは、より厳しい基準にしたがって処理をしなければなりません。

# 排出事業者責任

## 事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物に再生利用等を行うことにより、その減量に努め、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(法第3条より)

※「事業活動に伴って」とは、そこから付随するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うものを含みます。

**事業者とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営むものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業などを営むものも含まれます。**

## 店舗兼住宅のごみ処理

**事業系ごみを家庭系ごみとして処理することはできません。(別々に処理が必要です。)**



家庭系ごみとして家庭用指定袋を使用し排出してください。

事業系ごみとして本ハンドブックに従って適正に処理してください。

※ 家庭用指定袋を使用し、家庭系ごみとして排出することはできません。

## ごみの不法投棄は犯罪です

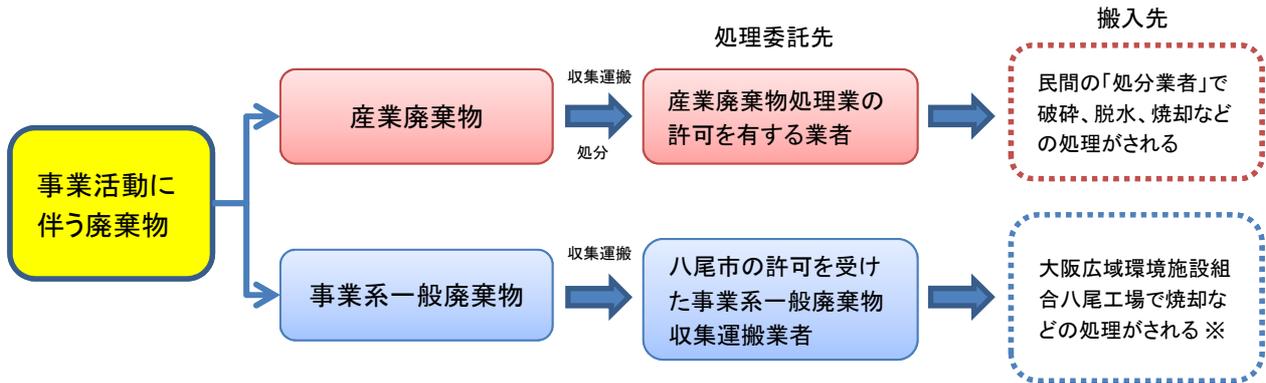
ごみをみだりに投棄すると法の規定により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はこの併科に処せられます。



# 事業所から出るごみの処理方法

## 適正処理とは

事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分・保管し自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理してください。



※ 大阪広域環境施設組合八尾工場(以下、「八尾工場」という)

古紙、金属くず、空きびん、古繊維は、専ら再生利用の目的となる廃棄物(専ら物)を専門に取り扱う再生資源事業者に委託できます。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者に産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要ですが、委託契約書の作成は必要です。

## 事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物について、事業者が自らの責任でごみ処理を行うには次の方法があります。

- ① 自ら八尾市の処理施設に運んで処理を依頼する。(自己搬入)P6参照 ★
- ② 八尾市が許可した許可業者に収集を委託する。☆

※ 排出量(ごく少量)・頻度や事業所形態、立地条件などにより許可業者との契約が困難な場合の処理については、循環型社会推進課一般廃棄物指導室へ相談してください。

### ☆ 許可業者との契約の流れ

#### 許可業者を選ぶ



八尾市のホームページ<https://www.city.yao.osaka.jp/0000023119.html>を参考にして、許可業者を選んでください。

#### 許可業者と相談



許可業者に収集の頻度、方法、料金などについて相談してください。

#### 許可業者と委託契約を結ぶ

委託契約を結んでください。

《ご注意ください》  
許可のない業者には  
委託できません。



## ★ 事業系一般廃棄物の持ち込み処理(自己搬入)

八尾市で排出された事業系一般廃棄物については、自己搬入による持ち込み処理を行うことができます。

受付施設 八尾市一般廃棄物最終処分場(上尾町9-36 TEL:072-993-1767)

受付時間 午前 9:30 ~ 11:30  
午後 1:00 ~ 3:30

処理手数料 142円/10kg(10円未満の端数は切上げ)

搬入施設 大阪広域環境施設組合八尾工場

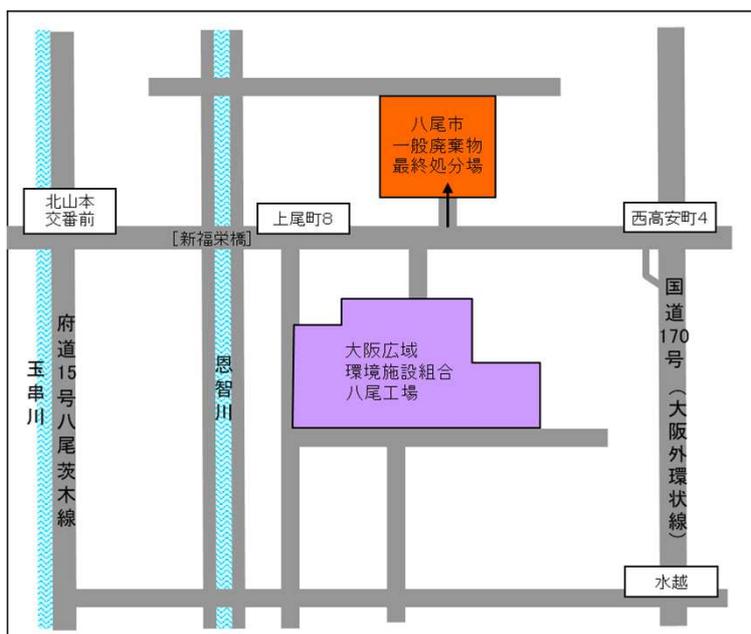
- 搬入基準
- 八尾市内で発生した一般廃棄物
    - ※ 産業廃棄物は搬入不可。
  - 最大辺が1m以下のもの。
  - 剪定枝及び木の根については、長さ1m以下、直径20cm以下。
    - ※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた伐木、抜根は産業廃棄物に該当するため搬入不可。
  - 紙類については原則搬入禁止。(民間事業者でリサイクルしてください。)
    - ※ 経理書類、個人情報記載書類等、機密書類に限り搬入可。  
(ただし、シュレッダーするなどして出来るだけリサイクルしてください。)
  - 受付の際、ごみを目視で確認できること。
    - ※ パッカー車等の積載物が直接確認できない車両、黒色等不透明のごみ袋での搬入不可。



※ 代表者または従業員による自己搬入に限ります。

許可なく第三者のごみを収集運搬することは、法令違反となりますのでご注意ください。(法第7条第1項)

▲ 八尾市一般廃棄物最終処分場 ▼



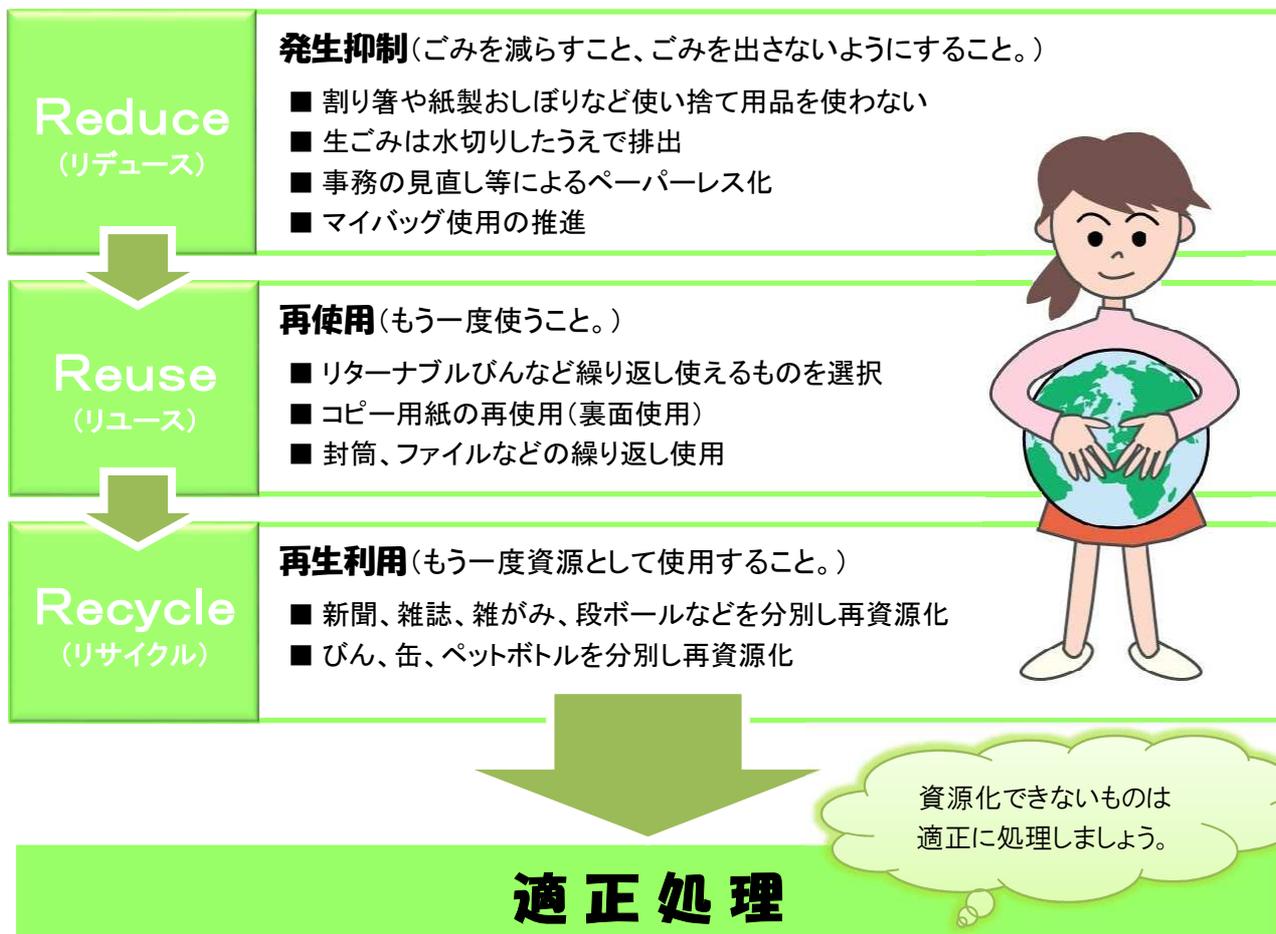
最終処分場で受付を済ませてから八尾工場へ搬入しましょう!



# ごみ減量に向けた取り組み

## 3Rの取り組み

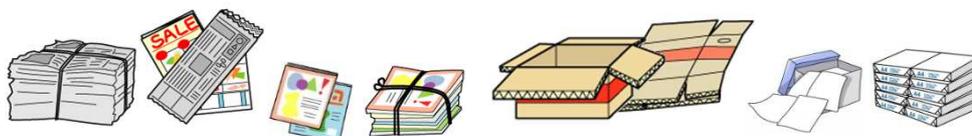
3Rの取り組みを推進し、最終的に残ったごみは適正に処理してください。



3Rの取り組みにおいて、再資源化可能なものと一般廃棄物と産業廃棄物に適正区分し、それぞれ適正な処理方法で処理してください。

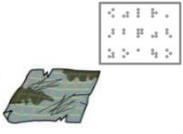
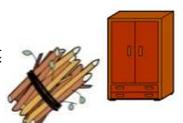
## 減量の基本は紙類

新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、OA紙など種類ごとに分別し、許可業者へ相談するか、再生資源事業者(リサイクル業者)へ自己搬入又は回収を依頼しリサイクルに努めてください。



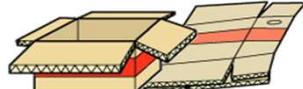
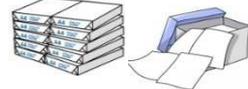
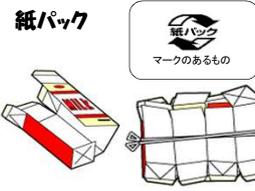
# 事業系ごみの分け方

## 一般廃棄物

<p><b>厨芥類</b></p>	<p><b>食品の食べ残し、調理残さ、売れ残りなど</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 排出する前に水分をよく切ってください。</li> <li>■ 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。</li> </ul> <p>※ 食品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物です。</p> 
<p><b>紙くず</b></p>	<p><b>汚れた紙や臭いのついた紙など、資源にならない紙類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リサイクル可能な紙類は分別し、リサイクルしましょう。</li> </ul> <p>※ 建設業、紙・紙製品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</p> 
<p><b>木くず</b></p>	<p><b>木製(机、家具、椅子、たんす、棚)、剪定枝、落ち葉など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。</li> <li>※ パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。</li> </ul> 
<p><b>古布 繊維くず</b></p>	<p><b>衣類や毛布など、天然繊維に限るもの。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。</li> <li>※ 素材が化学繊維の衣類などについては、産業廃棄物(廃プラスチック類)に該当します。</li> </ul> 

許可業者に委託するか八尾市の処理施設へ自己搬入(P6参照)してください。(搬入基準あり)

**資源化(リサイクル)可能な紙**

<p><b>新聞</b> 折込広告を含む。</p> 	<p><b>段ボール</b> 粘着テープ・カーボン紙(伝票など)をはがしてください。</p> 	<p><b>OA紙</b> コピー用紙 コンピューター用紙</p> 
<p><b>紙パック</b> マークのあるもの</p> 	<p><b>シュレッダー紙</b></p> 	<p><b>雑誌</b> 週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞書</p> 
<p><b>その他の紙</b> 包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒(粘着物がある場合は取り除いてください)、紙袋、名刺</p> 		

許可業者が再生資源事業者へ委託しリサイクルしてください。(資源化可能な紙類については、八尾市の処理施設へ搬入できません。)

**厨芥類、紙くず、木くず、古布・繊維くず**

特定の業種から排出された場合は産業廃棄物に該当します。(P10参照)

**缶・ビン・ペットボトル類**



※ 自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引取ってもらう方法もあります。  
 ※ 缶・ビンは、再生資源業者に委託することができます。

**ガラス・陶磁器類**



水槽、窓ガラス、鏡、薬品のびん、試験管、シャーレ、植木鉢、食器、茶碗などの陶磁器、調味料などのガラス製品容器など

**金属類**



一斗缶、ペンキ缶、ストーブ(石油・ガス)、金属製品(机、椅子、棚、ロッカー、鍋、急須)、レンジ、トースター、金庫、傘立て、アルミホイール、ハサミ、クリップ、釘など

**プラスチック類**



発泡スチロール、食品トレイ、お弁当容器、レジ袋、ビニール包装類、CD、DVD、ポリ容器、プラ容器、プラスチック製品(収納ケース、ポリバケツなど)、塩ビパイプなど  
 ※ 材質がプラスチック類であれば汚れていても産業廃棄物として処理してください。(一般廃棄物ではありません。)

**電池**



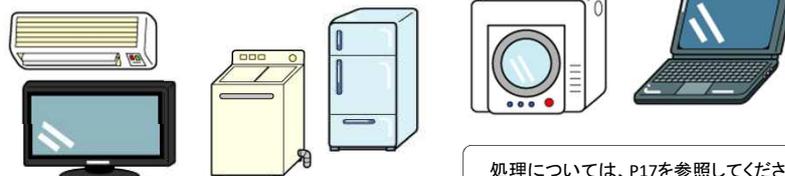
電池は産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。  
 ※ 水銀が含まれている場合、回収可能な業者に委託する必要があります。  
 ※ 小型充電式電池は、回収協力店などに相談しリサイクルしてください。(P17参照)

**廃油**



食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど

**その他** (家電リサイクル法対象品目、パソコン)



処理については、P17を参照してください。

産業廃棄物処理業許可業者に委託し処理又はリサイクルしてください。(産業廃棄物は八尾工場へは搬入できません。)

# 産業廃棄物の品目

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、以下のものは産業廃棄物に該当します。

	種類	例
全ての事業活動に伴うもの	1	燃え殻 産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残さ
	2	汚泥 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など 注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3	廃油 鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ 廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず 天然ゴムくず
	8	金属くず 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず ガラスくず、コンクリートくず(11に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10	鉱さい 高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
	11	がれき類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12	ばいじん 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの(乾式、湿式は問わず。)
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず 以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染みこんだものに限る。
	14	木くず 以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)並びにPCBが染みこんだものに限る。
	15	繊維くず 以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16	動植物性残さ 以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあらなど 食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物 と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿(家畜ふん尿) 以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。) 〔畜産農業に係るものに限る。〕
	19	動物の死体(家畜の死体) 以下の条件に当てはまる18と同様の死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)「13号廃棄物」	

※ 下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

# 産業廃棄物の処理について

## 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物は保管場所に掲示が必要です。  
飛散・流出や悪臭などが発生しないよう適正に  
保管し、廃棄物の種類ごとに分別してください。

産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇◇工業 代表取締役 八尾太郎 八尾市△△町□□ 管理部 八尾 次郎 TEL ××××-××××
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ	1.8m

60 cm以上 (高さ)

60 cm以上 (幅)

## 産業廃棄物処理業者の選定

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、許可を有する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者をそれぞれ選定しなければなりません。

### 業者選定のポイント

#### ① 許可証の確認

- ・ 許可は有効期間内にあるか。  
(有効期間を過ぎていると、無許可業者に委託したことになる場合があります。)
- ・ 委託しようとする廃棄物の種類や処分方法は許可された事業の範囲に含まれるか。
- ・ 収集運搬の場合は廃棄物積込み場所(排出事業場の所在地)、積み下ろし場所(処分場の所在地等)、また積替保管を行う場合には、その場所の積替保管を含む収集運搬の都道府県知事の許可があるか(政令市の区域内に積替保管場所を有する場合には、政令市長の許可)、処分の場合は処分場所在地の都道府県知事(又は政令市長)の許可があるか。

#### ② 処理業者の許可に関する詳細情報について、都道府県(又は政令市)のホームページ等により確認

#### ③ 処理費用については、複数業者から見積もりを取り、適正価格を検討

#### ④ 処理の状況の確認

- ・ 確認の方法…現地確認、インターネットによる公表情報による確認等
- ・ 確認の内容…処理施設の稼働状況、処理実績、維持管理記録等

### 産業廃棄物処理業者の許可に関する情報は…

#### ① 産業資源循環協会、都道府県(又は政令市)への照会

#### ② 各都道府県・政令市のホームページ公開情報を参照

#### ③ Web検索システムを利用

環境省「産業廃棄物処理業者情報検索システム」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/search.php>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「産廃情報ネット」

<http://www.sanpainet.or.jp/>

## 産業廃棄物の委託契約の締結

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託基準に従わなければなりません。

### 産業廃棄物の処理委託のポイント

#### ① 書面による2者間契約

産業廃棄物の委託契約は、排出事業者が「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。

ただし、運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は、排出事業者と「収集運搬・処分業者」との1本の契約で差し支えありません。

#### ② 契約書の保存

委託契約書は契約終了日から5年間保存しなければなりません。

#### ③ 委託契約書の記載事項

委託契約書には下記の事項を必ず記載しなければなりません。

## 委託契約書の記載事項

### 運搬、処分(中間処理、最終処分、再生を含む)共通の契約書記載事項

- ① 委託する産業廃棄物の『種類』、『数量』
- ② 委託契約の『有効期間』
- ③ 委託者(排出者)が受託者(処理業者等)に『支払う料金』
- ④ 受託者が産業廃棄物処理業許可業者である場合には、『事業の範囲』
- ⑤ 委託者(排出者)の有する委託した産業廃棄物の適正処理に必要な情報
  - ・『性状』、『荷姿』に関する事項
  - ・『通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化』に関する事項
  - ・『他の廃棄物との混合等により生ずる支障』に関する事項
  - ・『JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マークの表示』に関する事項
  - ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る記載
  - ・その他『取り扱う際に注意すべき事項』
- ⑥ 『委託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法』に関する事項
- ⑦ 『委託業務終了時の排出者への報告』に関する事項
- ⑧ 『委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い』に関する事項

### 運搬に係る契約書記載事項

- ⑨ 『運搬の最終目的地の所在地』
- ⑩ 積替え又は保管を行う場合は、『積替え又は保管を行う場所の所在地』『保管できる産業廃棄物の種類』『積替えのための保管上限』
- ⑪ 安定型産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所での『他の廃棄物と混合することの許否等』

### 処分に係る契約書記載事項

- ⑨ 『処分又は再生の場所の所在地』、『処分又は再生の方法』、『処分又は再生に係る施設の処理能力』
- ⑩ 処分又は再生を委託する場合において、当該廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨
- ⑪ 中間処理を委託するときは『最終処分の場所の所在地』、『最終処分の方法』、『最終処分に係る施設の処理能力』

# 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

## ① マニフェストの交付(マニフェストは【A票】から【E票】まであります。)

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に必要事項を記した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

## ② マニフェストの交付に関する遵守事項

- ・ 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- ・ 産業廃棄物の運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
- ・ 廃棄物を処理業者に引き渡す際に、委託する産業廃棄物の種類(注1)、数量(注2)及び受託者の氏名又は名称、処分方法等が記載事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

## ③ マニフェストに記載すべき事項

マニフェストの様式は規則で定められていますが、準じたものとして、マニフェストが市販されています。交付に当たっては、以下の事項を漏れなく記載してください。

排出事業者の氏名又は名称、住所

排出事業場の名称、所在地

荷姿

産業廃棄物の数量(注2)

産業廃棄物の処分方法

運搬先の事業場の名称、所在地

積替保管をする場合は、積替保管場所の所在地

最終処分終了年月日(注4)

照合して記載(注5)

最終処分された場所

運搬と処分業社名、担当者署名、処理終了年月日

処分受託者の氏名又は名称、住所

運搬受託者の氏名又は名称、住所

最終処分予定地(注3)

産業廃棄物の種類(注1)

交付担当者氏名

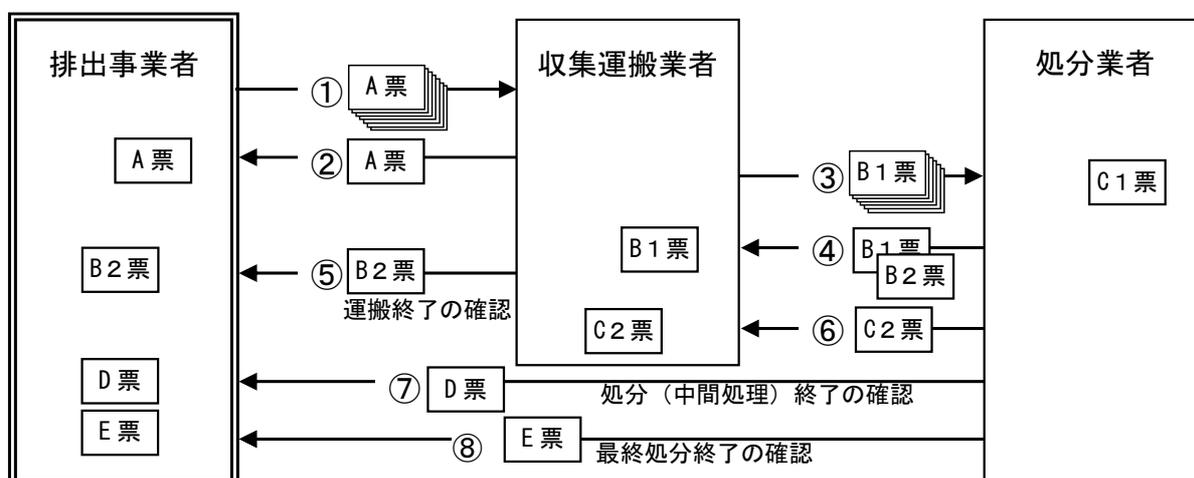
交付番号

交付年月日

- (注1) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を記載すること。
- (注2) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を記載すること。
- (注3) 「最終処分場の場所」について
- ・最終処分場の場所が複数ある場合は、委託契約書に最終処分の予定先の記載があれば、別途委託契約書に記載されたとおりである旨を記載しても差し支えない。
  - ・委託した産業廃棄物が中間処理後に一部再生され、その残りの部分が最終処分される場合には、再生処理施設と最終処分場の両方の所在地及び事業場の名称を記載すること。
- (注4) 「最終処分終了年月日」について
- ・中間処理業者に産業廃棄物の再生を委託した場合、中間処理した産業廃棄物が客観的に有償売却できる性状のものとなった年月日とする。
- (注5) 【A票】の照合確認欄には、返送された【B2票】【D票】【E票】と照合した日を記載してください。

### manifestoの流（7枚綴りの場合）

排出事業者より交付されたmanifestoの流は下図のように、廃棄物の処理状況に応じて排出事業者に【B2票】【D票】【E票】が返送される仕組みとなっています。



〈廃棄物引渡し時〉	① 排出者は、manifestoに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にmanifestoの全てを収集・運搬業者に渡す。 ② 排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を受け取り、保存
〈運搬終了後〉	③ 運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付 ④ 処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却 ⑤ 運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出者に送付
〈処分終了後〉	⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を運搬業者に送付 ⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付 ⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出者に送付

### manifestoの保存義務

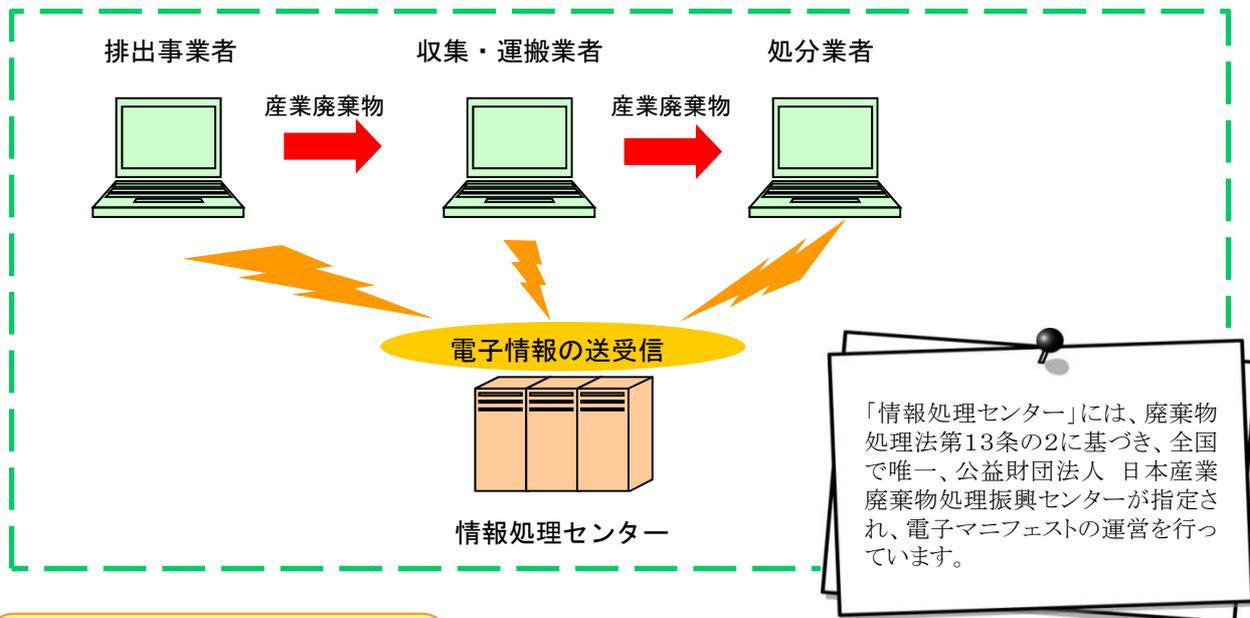
manifestoの【A票】【B2票】【D票】【E票】は5年間保存しなければなりません。

### manifesto交付等状況の報告

manifestoの交付者は、毎年6月30日までに前年度に交付したmanifestoについて報告書を作成し、八尾市長に提出しなければなりません。

## 電子 manifests の活用について

紙 manifests の使用に代えて、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介して、廃棄物の委託処理の流れをコンピュータにより管理する電子 manifests システムがあります。  
※ 電子 manifests を利用するには、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者が電子 manifests システムを導入する必要があります。



### 電子 manifests のメリット

電子 manifests は紙 manifests に比べて以下のようなメリットがあります。

- 事務処理の効率化(費用の軽減)
  - ・ 入力、データ管理が容易(入力パターンを登録し、一覧から選択)
  - ・ manifests 情報をダウンロードして、集計等に自由に活用
  - ・ manifests の返送が不要
  - ・ manifests の保存が不要
  - ・ manifests 交付等状況報告書の提出が不要(電子 manifests システムに登録された情報は、情報処理センターが八尾市に報告)
- 法令の遵守(コンプライアンス)
  - ・ manifests の記載漏れを防止
  - ・ 処理終了報告確認期限を自動的に通知
- 透明性の確保
  - ・ manifests 情報を情報処理センターが管理・保存
  - ・ manifests の偽造を防止

### 《ご注意ください》

令和2年(2020年)4月から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は電子 manifests の使用が義務付けられました。前々年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上である場合、電子 manifests を使用しなければなりません。

電子 manifests の申込み・問合せ先  
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター  
TEL:0800-800-9023(フリーアクセス 通話料無料)  
03-5275-7023(フリーアクセスが利用できない場合)  
ホームページ<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

## PCB廃棄物の適正処理について

電気機器の更新や建物の解体等に伴って発生するPCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「PCB特別措置法」という。)に基づき、事業者及び事業を廃止した個人等(排出事業者)において適切に保管及び処分を行うとともに、保管・処分等の届け出が義務付けられています。また、PCB使用製品を含めたPCB廃棄物は、処分期間内に必ず処分しなければなりません。

### PCB特別措置法(抜粋)

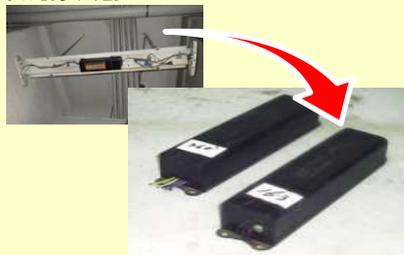
- ① PCB廃棄物保管者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。(第3条)
- ② PCB廃棄物保管者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない。(第8条、第15条、第19条)
- ③ PCB廃棄物保管者は、政令で定める期間内にPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。(第10条、第14条、第18条)
- ④ 何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し又は譲り受けてはならない。(第17条)

### PCB廃棄物について

PCBは、絶縁性・不燃性などの特性により、トランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなどその毒性が社会問題化し、わが国では昭和47年以降製造されていません。また、昭和52年3月以前の事業用建築物については、**蛍光灯安定器**にも高濃度PCBが使用されている可能性がありますので注意が必要です。

#### PCB廃棄物の例

##### 蛍光灯安定器



##### 高圧トランス



##### 高圧コンデンサ



### 処理の期間について

上記の例にあるような高濃度PCB使用製品を含めた高濃度PCB廃棄物は、一日も早く確実に処理を行うことが求められています。処分期間内に処分をしない場合、罰則があります。また改善命令違反には懲役又は罰金等が科せられます。

#### 高濃度PCB廃棄物

令和3年(2021年)3月31日まで ※ 処分期間終了

ただし、令和4年(2022年)3月31日までに確実に処分委託する等一定の要件に該当する場合を除く。

#### 低濃度PCB廃棄物

令和9年(2027年)3月31日まで

### PCB廃棄物を保管する事業者の毎年の届出義務

PCB廃棄物を保管している事業者等は、毎年度4月1日から6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況等に関して届出を作成し、八尾市長に届け出なければなりません。(届出提出先:循環型社会推進課産業廃棄物指導室)

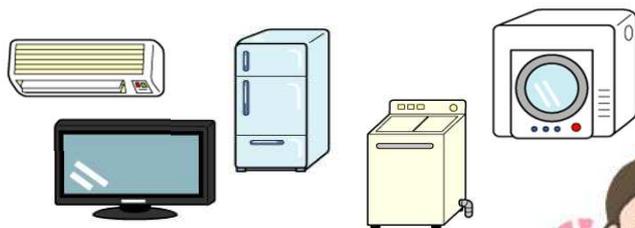
## 各種リサイクルに関する処理方法

### 家電リサイクル製品の処理

事業所から出されるものであっても、家庭用として製造・販売されている下記の家電は、「家電リサイクル法」に定める「特定家庭用機器」となり、各メーカーがリサイクルを行います。買い替える場合や過去に購入した販売店などがわかる場合には、当該販売店に引き取り義務がありますので引き取りを依頼してください。(リサイクル料金・収集運搬料金要)

＜特定家庭用機器4品目＞

- テレビ
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



詳しくは、一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター  
(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)をご参照ください。



### パソコンの処理

事業所で使用していたパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーなどがリサイクルに取り組んでいます。回収方法などについては各メーカーへお問い合わせください。

詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp/>)  
をご参照ください。



### 小型充電式電池の処理

事業所で使用していた小型充電式電池については、資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

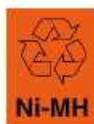
リサイクルマーク



小形シール  
鉛蓄電池



ニカド電池



ニッケル  
水素電池



リチウム  
イオン電池

詳しくは、一般社団法人JBRC (<http://www.jbrc.com/>)をご参照ください。



## 八尾工場へ搬入される搬入物の検査

八尾工場へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物(主に梱包用ビニールやペットボトルなどの廃プラスチック類)や資源化可能な紙類などの搬入不適物の混入が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。

検査において搬入不適物が発見されれば許可業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、八尾市から指導係員が個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて啓発指導をおこなっています。

八尾市一般廃棄物最終処分場にて許可業者に対して搬入物検査を実施しています。



搬入不適物である廃プラ類の混入



搬入不適物の資源化可能な紙類の混入



### ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

八尾市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、ごみを排出する際には「中身の見えるごみ袋(透明または半透明)」を使用するよう指定しています。



事業系一般廃棄物を排出する際は、「中身の見えるごみ袋」を使用してください。

## 事業系ごみに関する各種問合せ先

### ■ 八尾市環境部(事業系廃棄物関連部署)

区 分	担当部署	所在地	電話番号
事業所から出るごみに関すること	循環型社会推進課	高美町5-2-2 (八尾市清掃庁舎内)	072-994-1436
ごみの収集業者(事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者)に関する相談	一般廃棄物指導室		
産業廃棄物の規制に関すること	産業廃棄物指導室		072-924-3772
ごみの自己搬入に関すること	環境施設課 施設管理係		072-992-2139

### ■ 各種団体

項 目	名 称	所 在 地	電話番号・ホームページ
産業廃棄物の処理に関する相談及びマニフェスト購入先	公益財団法人 大阪府産業資源循環協会	大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3F	06-6943-4016 <a href="http://www.o-sanpai.or.jp/">http://www.o-sanpai.or.jp/</a>
再生資源物(紙、缶、びん)に関すること	協同組合 大阪再生資源業界 近代化協議会	大阪市中央区瓦屋町1-4-2 コシカイカン2F	06-6191-6432 <a href="http://www.pure.ne.jp/~saisei/honbu.htm">http://www.pure.ne.jp/~saisei/honbu.htm</a>
再生資源物(魚あら)に関すること	全大阪魚蛋白事業協同組合	大阪市平野区平野西1-3-7 ハーモニーテラス平野西102号室	06-6799-1437 <a href="http://www.zenosaka.or.jp/">http://www.zenosaka.or.jp/</a>
古紙に関すること	公益財団法人 古紙再生促進センター	東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル4F	03-3537-6822 <a href="http://www.prpc.or.jp/">http://www.prpc.or.jp/</a>

事業系ごみ適正処理ハンドブック(刊行物番号 H30-160)

発行・編集

八尾市 環境部 循環型社会推進課

〒581-0017 八尾市高美町5-2-2(八尾市清掃庁舎内)

一般廃棄物指導室 TEL:072-994-1436

産業廃棄物指導室 TEL:072-924-3772

FAX:072-923-7135 (共通)

八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

